

市民の皆様へ

## 市職員の懲戒処分の公表について

令和5年11月17日付けで、次のとおり職員へ処分を行いましたので公表いたします。

### 1. 市長部局職員（50代 男性 係長）

被処分者は、令和4年度予算の繰越手続きを適正に行わず、また上司へ相談・報告を怠り、本来歳入として受けるべき年度及び科目で、補助金を受けることが出来なくなった。

補助金は令和5年度に受けることが出来ましたが、地方自治法で定める会計年度及びその独立の原則に反するものであります。

加えて、被処分者については事案発覚後も自発的に関係機関と調整を行わないなど、事案の解決に向け積極的に取り組んでいるとは言い難い現状がありました。

本件については、地方公務員法第29条第1項第1号の「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」及び、同法第29条第1項第2号の「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するとして、戒告といたしました。

今回の不祥事は大変遺憾であり、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。

関係法令を遵守しつつ、全力を挙げて職務に専念し、職務を遂行すべき責を有する市職員として絶対にあってはならない行為であり、今後、再発防止策を講じるとともに法令遵守・綱紀粛正に努め、信頼回復に職員一丸となって取り組んでまいります。

市民の皆様には重ねて心からお詫び申し上げます。

令和5年11月17日  
宜野湾市長 松川 正則